

○ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化事項一覧

内訳書名 変更内容	①	②	③	④		⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯
	預貯金等	受取手形	売掛金	仮払金	貸付金及び受取利息	棚卸資産	有価証券	固定資産	支払手形	買掛金	仮受金	源泉所得税	借入金及び支払利息	土地の売上高等	売上高等の事業所別	役員給与等	地代家賃等	工業所有権等	雑益、雑損失等
A 記載内容の見直し	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎
B 記載単位の柔軟化	—	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—
C 記載項目の削除等	—	—	—	○	○	○	—	○	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—	○

＜変更内容の詳細＞

記載すべき件数が100件を超える場合に、A又はBの記載によることも可能とします。

A 記載内容の見直し

記載量が多くなる傾向にある勘定科目を対象に、記載件数が100件を超える場合には、上位100件のみを記載する方法

◎…新たに記載基準を設けるもの

○…現行の金額基準に加えて新たに記載基準を設けるもの

B 記載単位の柔軟化

記載単位を（取引等の）相手先としている勘定科目を対象に、自社の支店、事業所別等の合計金額を記載する方法

C 記載項目の削除等

A、Bのほか、以下の項目について、記載項目の削除等を行う。

「仮払金」及び「仮受金」……………「取引の内容」欄を「摘要」欄に変更し自由記載化。

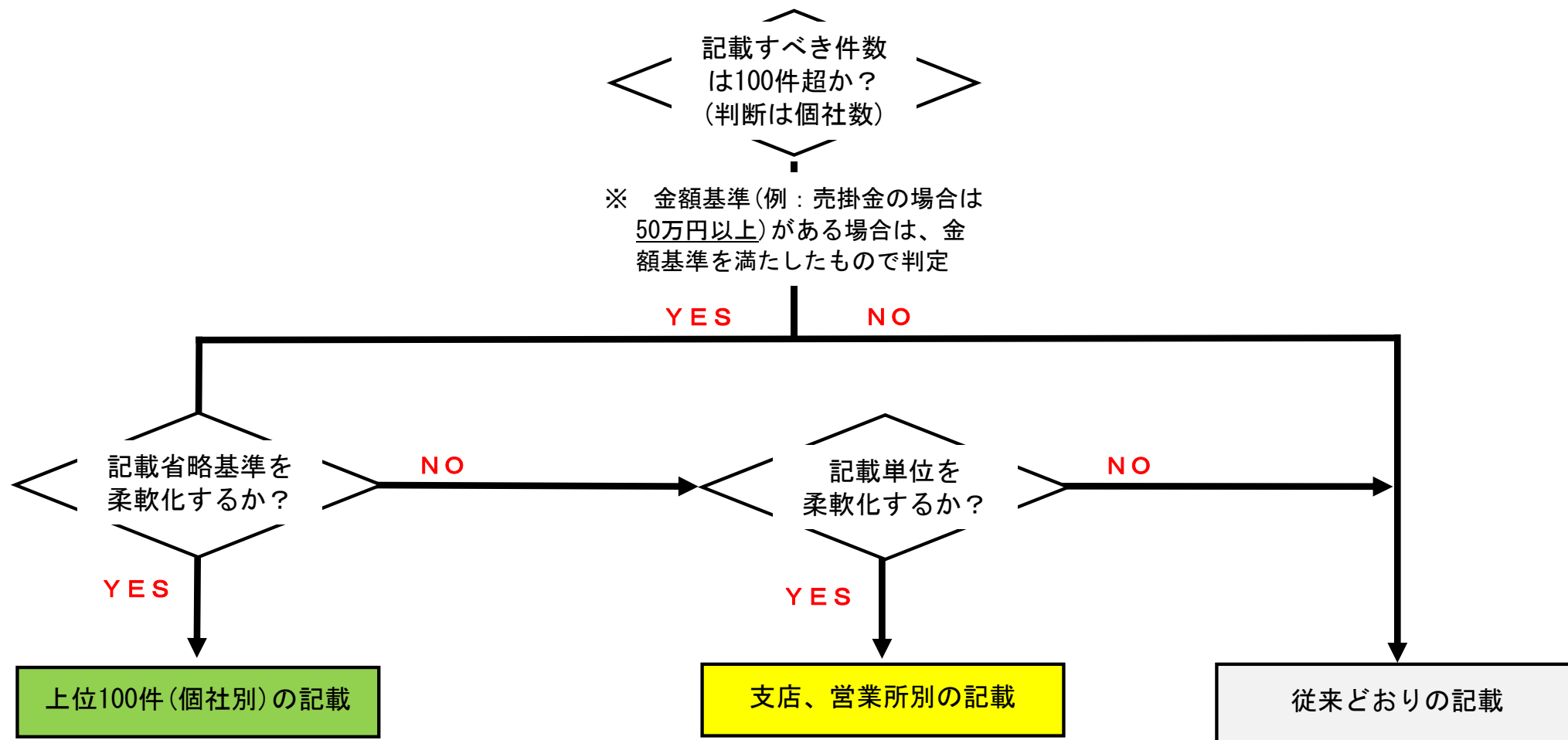
「貸付金及び受取利息」及び「借入金及び支払利息」…「貸付理由（借入理由）」欄の削除

「棚卸資産」……………「期末棚卸の方法」欄の削除

「売上高等の事業所別」……………「使用建物の延面積」欄の削除

「雑益、雑損失」……………「⑦固定資産」に記入している場合には、記載省略可能とする。

○ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化の考え方



※ 以下のように金額が少額なものであっても記載を求めている項目を加え、上位100社となるように記載する。

- 売掛金…その他は一括して記入
→ 個社別に99件記載し、100件目にその他一括分を記載
- 貸付金…期末現在高がないものであっても期中の受取利息額が3万円以上あるものは記入
→ 仮に上記条件のものが2件分あった場合は、個社別に98件記載し、99、100件目に上記条件の2件分を記載

※ 記載すべき件数について基準 (例: 売掛金の場合は50万円以上) が設けられている場合であっても、支店、営業所別で記載する場合は、全額記載するよう記載